

日本学術振興会

論文博士号取得希望者に対する支援事業

平成 31 年度分・募集要項

平成 30 年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、アジア・アフリカ諸国等の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業（いわゆる RONPAKU）を実施します。

本事業は、これにより支援を受ける者（以下「論博研究者」という。）を我が国に招へいし、我が国の大学において論博研究者を受入れ、研究指導を行う者（以下「日本側研究指導者」という。）の指導の下で研究を行う機会を与えると同時に、日本側研究指導者に対しては、当該国を訪問し現地において論博研究者の所属する大学等の研究指導者（以下「相手国側研究指導者」という。）と協力して研究指導に当たる機会を提供するなど、論文博士号取得のための支援を行うものです。

なお、申請は日本側研究指導者が行うものとします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 対象国

アジア（含 中東）：アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、カンボジア、シリア、スリランカ、タイ、中国、トルコ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、レバノン

アフリカ：アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト

ヨーロッパ：アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン

なお、パレスチナについても対象国に準じて取り扱う。

（注）我が国の政府開発援助（ODA）の被支援国に対象国・地域を限定します。

4. 申請資格（日本側研究指導者）

平成 31 年 4 月 1 日現在、我が国の国公立大学において、大学院博士課程を担当する常勤の教授又は准教授。

5. 論博研究者候補者の要件

次に掲げる要件を全て備えている者。

- (1) 博士の学位を取得していない者。
- (2) 大学院の課程によらず、論文提出により、我が国の大学から博士の学位の取得を希望する者。
- (3) 一定の研究業績を有し、本事業により学位取得の見込みがあると認められ、かつ相手国側研究指導者及び所属機関長の推薦を受けている者。
- (4) 上記 3. の対象国の国籍を有する者。
- (5) 対象国の大学等において、常勤の研究者としての地位を有している者、又は平成 31 年 4 月 1 日時点において有することが明らかである者。
- (6) 平成 31 年 4 月 1 日において年齢が 45 歳以下である者。

[注] (1) について、支援期間内に本事業によらず博士の学位を取得した場合は、支給経費の停止を含む所定の措置を講ずることとします。

6. 採用予定数

約 15 名

7. 支援期間

平成 31 年 4 月 1 日に開始するものとし、3 年以内。

8. 本会の支給経費（予定）

- (1) 支給総額 1 件あたり 1 会計年度につき 120 万円以内、総額 360 万円以内。
- (2) 支給経費の用途
旅費（招へい・派遣含む）、物品費、謝金、その他
- (3) 支給方法等
 - ①事業の実施に要する業務については、日本側研究指導者の所属機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
 - ②経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

9. 申請手続

本事業の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。その際、電子申請手続と併せて必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」ページ (<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>) を参照してください。

(1) 提出書類（紙媒体）

日本側研究指導者は、下記①の書類を整え、所属機関長へ提出してください。

所属機関長は、申請を取りまとめ、下記②の書類を添付して、申請期間中に本会に提出してください。なお、使用する用紙は全て A4 判とします。申請にあたっては本会所定の様式を使用してください。また、連合大学院等で日本側研究指導者の所属機関と学位申請予定大学が異なる場合には、予め、学位申請予定大学の了承を得てください。

①申請者（日本側研究指導者）が準備する書類（所属機関へ提出）

様式番号	様式名	記入者・作成方法	部数
Form1	申請書	日本側研究指導者（1～3 ページ目は電子申請システムを用い PDF にて印刷し、4 ページ目以降はホームページからダウンロード）	正本 1 部 写し 3 部
Form2	候補者調書	論博研究者候補者	
Form3	推薦書	相手国側研究指導者及び所属機関長	

[注 1] Form1～3 は、順番に 1 部ずつ重ねて左上をホッチキスでとめ、正本を一番上にして、これを 4 セット（正本 1 部（片面印刷）、写し 3 部（両面印刷））提出してください。

[注 2] 提出書類の写しは書面審査資料となるので、落丁その他誤りがないように複写してください。

[注 3] Form1～3 の作成にあたり、新たな項目の追加や本来あるべき項目の変更・削除は認められません。また、様式に記載されている各項目が本来存在すべきページにない場合や別のページにまたがっている場合は不備書類として審査されることがあります。

②申請者（日本側研究指導者）の所属機関が準備する書類

- (a) 申請件数一覧（兼受入承諾書）・・・正本 1 部
- (b) 論博研究者候補者リスト・・・正本 1 部

[注 1] (a) 及び (b) については、電子申請システムを用いて作成してください。

(2) 申請受付期間

申請受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者（日本側研究指導者）が所属機関長に申請書類を提出する期限は所属機関ごとに異なりますので、所属機関に必ず確認してください。

平成 30 年 8 月 20 日（月）～8 月 24 日（金）（必着）

[注 1] 申請受付時間は、9:30～12:00 及び 13:00～17:00（日本時間）です。

[注 2] 提出書類は、特定記録郵便等、機関側にて本会への到着が確認可能な方法にて送付してください。

10. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

- ① 選考は、本会の特別研究員等審査会において、書面審査及び合議審査により行われます。
- ② 審査方針は、以下のとおりです。

【審査方針】

- i) 論博研究者候補者に国際的な学術誌への掲載や受賞歴があるなど一定の研究実績があり、研究者としての成熟度が認められること。
- ii) 申請書の内容が、課程によらず論文提出による学位取得にふさわしいものであり、本事業の支援期間内（3 年以内）に学位取得の見込みがあると認められること。
- iii) 申請者（日本側研究指導者）が適切であり、論博研究者候補者との連絡等が十分で、研究指導計画が具体的であること。
- iv) 論博研究者候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 書面審査の評点ばかりでなく、理由、意見等にも十分配慮すること。
- vi) 審査の判定は、採用・不採用の 2 種とすること。

[注] 所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても審査の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(2) 選考結果の通知

- ①選考結果については、平成 31 年 1 月中旬頃（予定）に本会理事長から所属機関の長に文書で通知します。採否を問わず、本会から論博研究者への通知を直接行うことはありません。
- ②採用された論博研究者及び日本側研究指導者の氏名、研究課題名等を本会のホームページ上で公開します。
- ③不採用となった場合申請者（日本側研究指導者）には全申請におけるおよその位置付けを開示します。

[開示内容]

不採用の申請を以下の 3 段階に区分し、およその位置付けを示します。また、参考のため、全申請数及び採用者数を示します。

不採用 A（不採用の中で上位）

不採用 B（不採用の中で中位）

不採用 C（不採用の中で下位）

[注] 選考及び結果の通知に関する個別の問合せには応じられません。

11. 研究指導の実施

- (1) 論博研究者は、支援期間中、本会が承認した計画に従って来日し、日本側研究指導者の指導の下で研究を行うものとします。来日回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (2) 日本側研究指導者は、支援期間中、必要に応じて本会の承認する計画に従って当該国を訪問し、論博研究者の研究指導を行うものとします。訪問回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (3) 1 会計年度につき、来日回数及び訪問日数の延べ日数が 30 日以上となるよう計画してください。
- (4) 本会は、日本側研究指導者から提出される論博研究者の研究の進展状況報告に基づき、次年度への支援の継続の可否を決定し、日本側研究指導者の所属機関の長を通じて通知します。
- (5) 論博研究者の研究遂行上必要であると認められる場合には、日本側研究指導者により本会に届け出があった研究指導協力者が必要な指導を行うことができます。研究指導協力者は我が国の大学等学術研究機関に勤める常勤の研究者とします。研究指導協力者は、日本側研究指導者同様に、論博研究者の受入指導に携わり、また論博研究者の所属機関を訪問して指導を行うことができます。

12. 論博研究者の義務

論博研究者は、以下の (1) 及び (2) に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 論博研究者は、支援期間中、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等。以下「人権侵害行為」という。）を行ってはならない。
- (2) 論博研究者は、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等。以下「教育研究活動における不正行為」という。）を行わないように、文部科学省、本会及び日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。

[注] 研究資金の適切な使用等については、別紙（「研究資金の適正な使用等について」）をご参照ください。

13. 日本側研究指導者（研究指導協力者を含む。以下同様。）とその所属機関及び学位申請予定大学の役割

日本側研究指導者とその所属機関及び学位申請予定大学は、以下の（1）～（6）に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 日本側研究指導者は、論博研究者候補者及び相手国側研究指導者と事前によく連絡をとり、支援期間内の論文博士号の取得について十分に検討すること。また、論文審査等に係る学位申請予定大学内の各種要件について十分に確認すること。
- (2) 日本側研究指導者は、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の協力を得て、論文博士号取得のために必要な研究環境を整えること。また、研究指導のほか、論博研究者の来日前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む）及び宿舍の確保その他、我が国での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 日本側研究指導者は論博研究者に対し、支援期間中すべての人権侵害行為を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。
- (4) 日本側研究指導者は、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為を行わないように、文部科学省、本会、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (5) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、日本側研究指導者及び論博研究者に対し、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為が行われることがないように、文部科学省、本会及び当該機関の定めるルール（不正使用・不正行為を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- (6) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、論博研究者の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努めること。

[注] 競争的資金の適正な使用等については、別紙（「競争的資金等の適切な使用等について」）をご参照ください。

14. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採用された場合、論博研究者の氏名、日本側研究指導者の所属機関・職・氏名、学位申請予定大学、博士論文題目・要旨及び研究の進捗状況等が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

15. その他の注意事項

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 各国における学位の認証に係る条件をあらかじめ論博研究者候補者に確認させるようにしてください。
- (3) 「13 (3)」に関し、万が一、非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が定める処分を受けた場合は、処分の日以後 5 年間は本事業及び外国人研究者招へい事業に申請することができません。
- (4) 本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。また、論博研究者が採用された後に、次のいずれかに該当すると本会が判断した場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。
 - ① 申請書又は本会への提出書類の記載事項に虚偽、転用、その他不正な記載があった場合
 - ② 支援期間内に論文博士号の取得が不可能、若しくは著しく困難となった場合
 - ③ 論博研究者が、自国において常勤の研究者としての地位を有しなくなった場合
 - ④ 論博研究者が、本事業の支援によらず博士学位を取得した場合
 - ⑤ 論博研究者が日本国法令に違反した場合
 - ⑥ 本会の指示に従わない場合その他本会に不利益を与えた場合
 - ⑦ その他相当の理由により、取り消し又は取止めがやむを得ないと振興会が判断した場合
- (5) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会の国際交流事業に採択されたことがある日本側研究指導者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との間に密接な関連性があると判断した場合、それを明確にしたうえで申請してください。
- (6) 募集要項、申請書様式及び関連情報はホームページ上からも閲覧及びダウンロードができます。
<http://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html>
<http://www.jsps.go.jp/english/e-ronpaku/index.html>

16. 申請書類の送付先及び連絡先

提出書類は、特定記録郵便等、機関側にて本会への到着が確認可能な方法にて送付してください。

独立行政法人日本学術振興会 人物交流課「論博事業」担当

住所：〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

電話：(03)3263-2368

メールアドレス：ronpaku@jsps.go.jp

研究資金の適正な使用等について

2018年1月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

（1）不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（2）研究資金の不正使用等に対する措置

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号。以下、「規程」という。）に基づき、研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、交付した研究資金（※1）の不正使用等（※2）を行った研究者等（※3）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「研究資金」とは、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。

※2 ここでの「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資

金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※3 不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反して使用を行った研究者。
- ① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。
 - ② 措置の対象者が研究代表者（コーディネーター、主担当研究者等）として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者（コーディネーター、主担当研究者等）となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
 - ③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管する全ての研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、別表に定める期間交付しないものとする。

なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の（1）～（3）において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

- （1）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- （2）前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）対象制度
- （3）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（3）措置の報告、公表

振興会は、不正使用等に対して決定した措置について、文部科学省に速やかに報告します。また、振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表します。

別表（第16条第1項第3号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1.以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関係していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- (1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。
- (2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。